

瀬戸市家庭児童相談室に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 16 号

瀬戸市家庭児童相談室に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市家庭児童相談室に関する条例（平成 22 年瀬戸市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、瀬戸市家庭児童相談室（以下「相談室」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開室時間)

第 2 条 相談室の開室時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開室時間を変更することができる。

(休室日)

第 3 条 相談室の休室日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日（第 1 日曜日及び第 3 土曜日を除く。）

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する

休日

1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休室日を変更し、又は臨時に休室することができる。

(室長)

第4条 条例第4条に規定する室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(運営)

第5条 相談室の運営に当たっては、児童相談所、学校、保育園、幼稚園、民生委員及び児童委員、女性相談センター、保健所その他関係機関と連絡協調を緊密にするものとする。

(事務の処理)

第6条 相談室が取り扱った相談については、相談の種別、相談経過、指導後の状況等を備付けの帳簿に記録しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(パルティセと市民交流センター条例施行規則の一部改正)

2 パルティセと市民交流センター条例施行規則(平成17年瀬戸市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表家庭児童相談室の項を削る。